

## 調査、分析及び評価

# 調査、分析及び評価

## (1) 調査、分析及び評価する具体的措置

『ひろしまレポート2026年版』では、以下のような文書に盛り込まれたものを軸に、調査、分析及び評価する具体的措置として、78の評価項目(核軍縮:41項目、核不拡散:19項目、核セキュリティ:18項目)を選定した。

- 2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議で採択された最終文書に含まれた行動計画と1995年中東決議の実施
- 2015年NPT運用検討会議の最終文書最終草案
- 2022年NPT運用検討会議の最終文書最終草案
- 2022年核兵器禁止条約(TPNW)第1回締約国会議で採択された文書
- 2023年TPNW第2回締約国会議で採択された文書
- 2025年TPNW第3回締約国会議で採択された文書
- 核不拡散・核軍縮国際委員会(ICNND)の提言
- NPT運用検討会議及びその準備委員会で日本が提出した提案
- 平和市長会議(2013年に「平和首長会議」に改称)の「核兵器廃絶の推進に関する決議文」(2011年)

評価項目の選定にあたっては、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの推進・強化に重要な役割を果たし、「核兵器のない世界」に向けた取組の検討に資すること、並びに客観的な分析及び評価が可能で、各国の取組の状況・態様を明確化することなどを基準とした。評価項目は、以下のとおりである。

### 1. 核軍縮

- (1) 核兵器の保有数(推計)
- (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント
  - A) 日本、新アジェンダ連合(NAC)及び非同盟運動(NAM)諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動
  - B) 重要な政策の発表、活動の実施
  - C) 核軍縮に逆行する行動
- (3) 核兵器の非人道的結末
  - A) 国連総会決議への投票行動
  - B) 国際会議や共同声明への参加
  - C) 被害者援助、環境回復
- (4) 核兵器禁止条約(TPNW)
  - A) TPNW署名・批准
  - B) TPNWに関する国連総会決議への投票行動
  - C) 核兵器の法的禁止に関する国連総会決議への投票行動
- (5) 核兵器の削減

- A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減
- B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画
- C) 核兵器能力の強化・近代化の動向
- (6) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減
  - A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状
  - B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント
  - C) 消極的安全保証
  - D) 法的拘束力のある非核兵器国への安全の保証に関する国連総会決議への投票行動
  - E) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准
  - F) 拡大核抑止への依存
  - G) 核リスク低減
  - H) 核リスクを高める行動
- (7) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化
- (8) 包括的核実験禁止条約（CTBT）
  - A) CTBT 署名・批准
  - B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム
  - C) CTBT に関する国連総会決議への投票行動
  - D) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力
  - E) CTBT 検証システム構築への貢献
  - F) 核実験の実施
- (9) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
  - A) FMCT に関する即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案
  - B) FMCT に関する国連総会決議への投票行動
  - C) 兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム
  - D) 検証措置の開発に対する貢献
- (10) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
- (11) 核軍縮検証
  - A) 核軍縮検証の受諾・実施
  - B) 核軍縮検証措置の研究開発
  - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する国際原子力機関（IAEA）査察の実施
- (12) 不可逆性
  - A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画
  - B) 核兵器関連施設などの解体・転換
  - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など
- (13) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携
- (14) 広島・長崎の平和記念式典への参列

## 2. 核不拡散

- (1) 核不拡散義務の遵守
  - A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入
  - B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守
  - C) 非核兵器地帯
  - D) 核不拡散に反する行動
- (2) IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)
  - A) 包括的保障措置協定の署名・批准
  - B) 追加議定書の署名・批准
  - C) 統合保障措置への移行
  - D) IAEA 保障措置協定の遵守
- (3) IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)
  - A) 平和的目的の施設に対する IAEA 保障措置の適用
  - B) 追加議定書の署名・批准・実施
- (4) IAEA との協力
  - A) IAEA との協力
  - B) IAEA 保障措置を阻害する行動
- (5) 核関連輸出管理の実施
  - A) 国内実施システムの確立及び実施
  - B) 追加議定書締結の供給条件化
  - C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行
  - D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加
  - E) NPT 非締約国との原子力協力
- (6) 原子力平和利用の透明性
  - A) 平和的目的の原子力活動の報告
  - B) プルトニウム管理に関する報告

## 3. 核セキュリティ

- (1) 兵器利用可能な核物質の保有量及び関連施設の保有
  - A) 兵器利用可能な核物質の保有量
  - B) 深刻な放射線影響をもたらしうる施設の保有
- (2) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映
  - A) 核物質防護条約及び改正条約
  - B) 核テロ防止条約
  - C) 原子力安全条約
  - D) 原子力事故早期通報条約
  - E) 使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約
  - F) 原子力事故援助条約

- G) 国内実施のための法・制度の確立
- H) IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/ 225/Rev.5)
- (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組
  - A) 民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 在庫量の最小限化
  - B) 国際評価ミッションの受け入れ
  - C) 技術開発一核鑑識
  - D) 人材育成・能力構築及び支援活動
  - E) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金
  - F) 国際的な取組への参加 (G7GP、GICNT、INFCIRC イニシアティブ、ITDB、IAEA 国際会議、二国／多国間支援など)
- (4) 国家がもたらす核セキュリティ上の脅威への対応
  - A) 平和目的の原子力施設攻撃禁止の国際規範へのコミットメント、取組強化
  - B) 原子力施設に対する攻撃

## (2) 対象国

『ひろしまレポート2026年版』では、NPT上の5核兵器国、NPTに加入せず核兵器保有を公表するかあるいは否定しない3カ国、主要な非核兵器国(核兵器拡散の懸念が持たれている国、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)参加国、新アジェンダ連合(NAC)参加国、TPNW締約国などのなかから核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野で積極的に活動する国、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの今後の推進に重要だと思われる国を、地理的要素も勘案しつつ選定)を調査対象として調査、分析及び評価を行った。

このうち、非核兵器国については、『ひろしまレポート2023年版』において、一部、評価対象国を見直した。核軍縮及び核不拡散に関しては、1カ国あたりの動向の調査・分析を充実させるべく、これらの問題にかかる重要性、並びに提案や実施の積極性などを勘案して、調査対象国を27カ国から22カ国に変更した。また、核セキュリティに関しては、原子力活動を活発に行っている、あるいは核物質を一定量以上保有している核セキュリティ上のリスクが高い国に絞り<sup>1</sup>、18カ国に変更した。

対象国は、下記のとおりである(アルファベット順)。

- NPT上の5核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国
- 核兵器保有を公表している、あるいは保有していると見られるNPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン
- 非核兵器国
  - ◇ 核軍縮及び核不拡散：豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ

---

<sup>1</sup> 調査対象国選定の基準は一定程度の原子力活動を実施、あるいは高濃縮ウラン(HEU)を1キログラム以上保有する国。一定程度の原子力活動には、稼働中の実用原子炉を保有または近年中に保有予定であること(トルコは2024年運転開始予定)、あるいは使用済燃料最終処分施設を保有していること(フィンランド)が含まれる。

- ◇ 核セキュリティ：豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フィンランド、ドイツ、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)
- その他：北朝鮮<sup>2</sup>

### (3) 調査、分析及び評価の方法

調査対象国の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する 2025 年の動向について、主要な会議における各国政府の演説や作業文書、政府や国際機関が発出する公式文書をはじめとする公開資料を用いて調査、分析及び評価を行った。

評価については、項目ごとに可能な限り客観性に留意した評価基準を設定し、これに基づいて各国の取組や動向を採点した。本事業の研究委員会は、各国のパフォーマンスを採点する難しさ、限界及びリスクを認識しつつ、優先課題や緊急性についての議論を促すべく核問題への関心を高めるために、そうしたアプローチが有益であると考えた。

各具体的措置には、それぞれの分野（核軍縮、核不拡散、核セキュリティ）内での重要性を反映して、異なる配点がなされた。この「重要性」の程度は、本事業の研究委員会による検討を通じて決定された。他方、それぞれの分野に与えられた「最高評点」の程度は、他の分野との相対的な重要性の軽重を意味するものではない。つまり、核軍縮（最高評点 109 点）は、核不拡散（最高評点 61 点）あるいは核セキュリティ（最高評点 38 点）の 2 倍程度重要だと研究委員会が考えているわけではない。

「核兵器の保有数」（核軍縮）及び「兵器利用可能な核分裂性物質の保有量」（核セキュリティ）については、より多くの核兵器、または兵器利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その削減あるいはセキュリティ確保により大きな責任があるとの考えにより、多く保有するほどマイナスの評価とした。研究委員会は、「数」あるいは「量」が唯一の決定的な要因ではなく、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティにはミサイル防衛、生物・化学兵器、あるいは通常兵器の不均衡などといった他の要因も影響を与えることを十分に認識している。しかしながら、そうした要因は、客観的（無論、相対的なものではあるが）な評価基準の設定が難しいこともあり、これらを評価項目には加えなかった。また、『ひろしまレポート 2013 年版』に対して寄せられた意見を受け、『ひろしまレポート 2014 年版』からは、国家安全保障面での核兵器への依存、及び核実験の実施に関しては、その程度によってマイナスの評価を行うこととしている。なお、『ひろしまレポート 2018 年版』より、TPNW の署名開放を受けてこれへの署名・批准状況を新たに評価項目に加えた。また、『ひろしまレポート 2019 年版』より、広島だけでなく長崎の平和記念式典への出席状況を評価項目に加えた（当該項目の最高評点は変化なし）。『ひろしまレポート 2020 年版』より、核兵器保有数が増加している場合、並びに評価項目ではカバーされないものの核軍縮及び核不拡散に明らかに逆行する行動が見られる場合については、それぞれマイナスの評価を行うこととした。『ひろしまレポート 2021 年版』より、核不拡散及び核セキュリティに関する取組の進展などを考慮して、一部の評価項目に関して評点基準に若干の変更を加えた。

---

<sup>2</sup> NPT 締約国は、1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013 年、2016 年（2 回）、2017 年の 6 回にわたる核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

『ひろしまレポート2023年版』では、核問題を取り巻く新たな動向や2022年NPT運用検討会議及びTPNW第1回締約国会議の開催などを踏まえ、状況の変化を反映させるべく評価項目及び評価基準の見直しを行った(変更点は第2部「評価書」に記載する)。

『ひろしまレポート2024年版』より、被害者援助・環境修復に関して、国連総会決議の投票行動を、また核保有国によるIAEA保障措置の実施に関して、すべての民生用原子力施設を査察の対象に指定しているか否かを、それぞれ評価基準に加えた。